

共 済 だ よ り

# KYOSAI!

Yamaguchi

3 MAR  
2012  
月号



神田川の菜の花(下関市)

短期掛金率の引き上げについて 2

医療費通知 3

疾病分類統計 4

特定健診・特定保健指導受診状況のお知らせ 6

貯金の運用状況 11

Information 共済貯金送金スケジュール 14

# 平成24年4月分から 短期給付に係る掛金率を引き上げます

|        |      |                 |
|--------|------|-----------------|
| 新しい掛金率 | 給料   | 56.25% ⇒ 60.00% |
|        | 期末手当 | 45.00% ⇒ 48.00% |

短期経理の収入の大部分は、組合員の皆さんの掛金と地方公共団体等の負担金です。

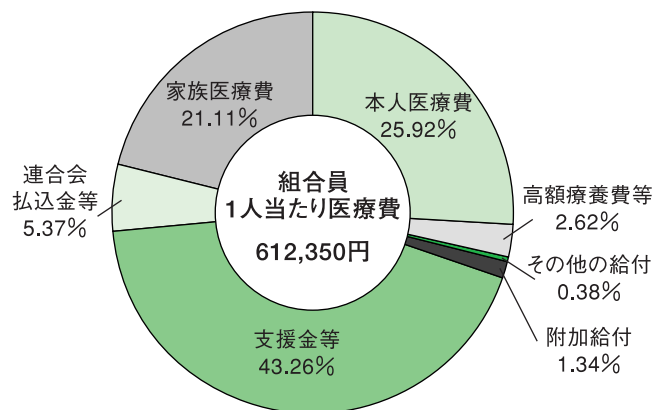
また、主な支出は、組合員及び被扶養者の皆さんの医療費等や高齢者医療制度に係る支援金等となっています。

平成23年度の短期経理財政は、組合員数の減少及び給与等の伸び悩みなどにより掛金・負担金収入が大きく減少しています。また、支出においては、本人医療費や高齢者医療制度に係る支援金等の支出が増加しています。

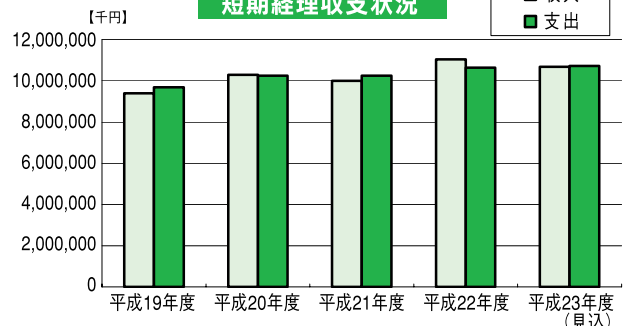
したがって、このままの状態では、平成24年度に剰余金が枯渇するものと見込まれること、及び、閣議決定され政府で検討中の「社会保障・税一体改革大綱」による高齢者医療制度の見直しにおいて、高齢者医療の支援金を総報酬に応じた負担とすることで支援金が大きく増加すること（現在は、支援金の3分の1を総報酬に応じた負担）などが懸念されることから、当面の財政の安定化を図るため、平成24年4月分から掛金率・負担金率を引き上げることとしました。

掛金率の引き上げは組合員の皆さんに負担をかけることとなりますが、今後の短期経理の健全な運営のためにご理解をいただきますようお願いします。

平成24年度支出推計



短期経理収支状況



| 掛金率 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込) |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------------|
| 掛金率 | 42.0%  | 48.25% | 56.25% |        |             |

## 任意継続掛金等について

平成24年1月1日現在の組合員の平均給料月額と平成24年度の任意継続掛金率が、以下のとおり決定しましたので、お知らせします。

|                  |       |                          |
|------------------|-------|--------------------------|
| ◎平均給料月額          | ..... | 330,000円                 |
| ◎短期任意継続掛金率       | ..... | 120.0/1000 (最高額 39,600円) |
| ◎介護任意継続掛金率       | ..... | 13.0/1000 (最高額 4,290円)   |
| (40歳以上65歳未満の方のみ) |       |                          |

なお、毎月の納付額は、次の①または②のいずれか低い額に、上記の掛金率を乗じた額になります。

- ① 平均給料月額
- ② 退職する月の初日の給料月額 (ただし、組合員期間15年以上、かつ55歳以上で初めて退職する方は、②の給料月額×0.8)

## 平成24年度から限度額適用認定証の適用範囲が拡大されます

これまで「限度額適用認定証」が使用できるのは入院に限られていましたが、平成24年4月1日より外来診療についても適用されることになります。  
詳細については関係省令の改正を受けてお知らせします。

## 2月に医療費通知書を配布しました

共済組合では医療費の適正化対策の一環として、年に2回「医療費通知書」を組合員の皆さんに配布しています。今回は、平成23年4月から平成23年9月までの受診分が対象となっています。ここでは、医療費通知書の詳しい見方をご紹介します。

| 現在、共済組合に登録されている住所                            |          |         | 処理対象期間（受診月）    |            | 医療費通知書を作成した年月日   |            |            |                    |            |            |          |
|----------------------------------------------|----------|---------|----------------|------------|------------------|------------|------------|--------------------|------------|------------|----------|
| 753-8529<br>山口県 山口市<br>大手町 9 番11号<br>共済 太郎 様 |          |         | 平成24年2月1日 作成   |            | 平成23年4月～平成23年9月分 |            |            |                    |            |            |          |
| 受診者氏名                                        | 診療<br>年月 | ①<br>日数 | ②<br>診療区分・給付種別 | ③<br>医療費総額 | ④<br>法定給付額       | ⑤<br>公費負担額 | ⑥<br>自己負担額 | ⑦<br>家族療養費<br>附加金等 | ⑧<br>高額療養費 | ⑨<br>入院附加金 | ⑩<br>支給額 |
| 共済 太郎                                        | 23       | 4       | 9 医科入院         | 439,440    | 307,608          |            | 131,832    | 56,800             | 50,008     | 2,700      | 109,508  |
|                                              |          | 17      | 入院時食事療養費       | 11,230     | 6,810            |            | 4,420      |                    |            |            |          |
| 共済 花子                                        | 23       | 4       | 2 医科入院外        | 4,920      | 3,444            |            | 1,476      |                    |            |            |          |
| 共済 花子                                        | 23       | 4       | 2 調剤           | 9,440      | 6,608            |            | 2,832      |                    |            |            |          |
| 共済 長寿                                        | 23       | 7       | 3 医科入院外        | 20,540     | 16,432           | 2,054      | 2,054      |                    |            |            |          |
| 共済 健一                                        | 23       | 7       | 8 歯科入院外        | 92,050     | 64,435           |            | 27,615     | 2,600              |            |            | 2,600    |
| 共済 未来                                        | 23       | 7       | 5 医科入院外        | 8,570      | 6,856            | 1,714      |            |                    |            |            |          |
| 共済 康子                                        | 23       | 8       | 5 柔道整復         | 5,800      | 4,060            |            | 1,740      |                    |            |            |          |
| 合 計                                          |          |         |                | 591,990    | 416,253          | 3,768      | 171,969    | 59,400             | 50,008     | 2,700      | 112,108  |

※医療費通知書に記載されているあなたの住所が現住所でない場合は、変更手続きをお願いします。

### ①日数

その月に受診された日数（調剤の場合は、薬を処方された回数）です。

### ②医療費総額

その月の受診でかかった全ての医療費（共済組合から給付したもの、自己負担されたもの、公費が負担したものの全ての合計）です。

### ③法定給付額

組合員・被扶養者ともに、医療費総額の7割の額です。

※就学前の乳幼児は医療費総額の8割

※高齢受給者は医療費総額の7割または9割

### ④公費負担額

公費負担医療制度対象者について、国・県・市町村が負担した金額です。

乳幼児福祉医療、障害福祉医療も含まれます。

### ⑤自己負担額

組合員・被扶養者が医療機関等の窓口でその月に実際に支払われた金額です。

組合員・被扶養者ともに、医療費総額の3割の額です。

※就学前の乳幼児は医療費総額の2割

※高齢受給者は医療費総額の3割または1割

### ⑥家族療養費附加金等※

自己負担額から25,000円（基礎控除額）を控除した額です。

高額療養費の支給がある場合は、25,000円に加えさらにその額を控除した額です。

※100円未満の端数は切り捨てとなり、算定した額が1,000円未満のときは給付されません。

### ⑦高額療養費※

自己負担額から自己負担限度額を控除した額です。

### ⑧入院附加金※

組合員本人が引き続き7日以上入院したときに、その日数に応じて給付される額です。

### ⑨支給額

「給付金等振込口座」に共済組合からすでに給付した額（⑥+⑦+⑧）です。

※⑥⑦⑧の詳しい説明については、共済組合ホームページをご覧ください。

（注）健康保険が適用されないものについてはこの限りではありません。

お問い合わせ先 保険課医療保健係 ☎083-925-6142



# /疾/病/分/類/統/計/

共済組合では、皆さんの健康管理に役立てていただくために、年2回の『医療費通知書』の配布とともに、年1回の疾病分類統計を行っています。

今回は、組合員及び被扶養者の平成22年9月から平成23年8月受診分における「年間1人当たり受診件数及び医療費」(図1・図3)と「年齢階層別病類別医療費の割合」(図2・図4)のグラフを作成しました(医療費の割合のグラフには院外処方による薬代は含まれていません。)

図1・図3からわかるように、若年層を除き年齢とともに医療費が増加する傾向にあります。

やはり、生活習慣病に係る疾患(代謝疾患系や循環器系の疾患等)が、加齢に伴って大きく増加傾向にあり、医療費全体の伸びにもつながっています。

また、歯科における医療費の割合が全年齢層で多いことも注意が必要です。

これを機にもう一度生活習慣を見直し、身近な健康管理から始めましょう。

○外出の後は手洗い・うがい！

○毎食後、歯みがきをしっかりと、年1回は歯科健診に行きましょう！

※歯科健診助成をご活用ください！

○早寝早起きを実践しましょう！

○喫煙・飲酒はほどほどに！

○体を動かし、リフレッシュできる時間を作りましょう！



## 組合員

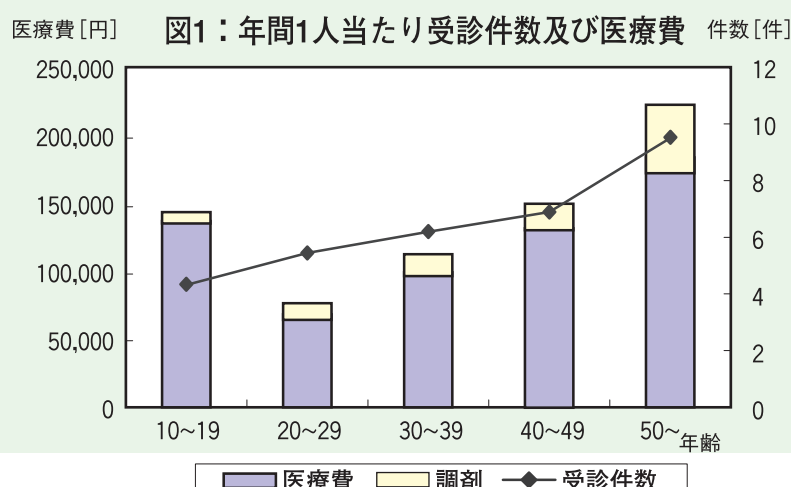
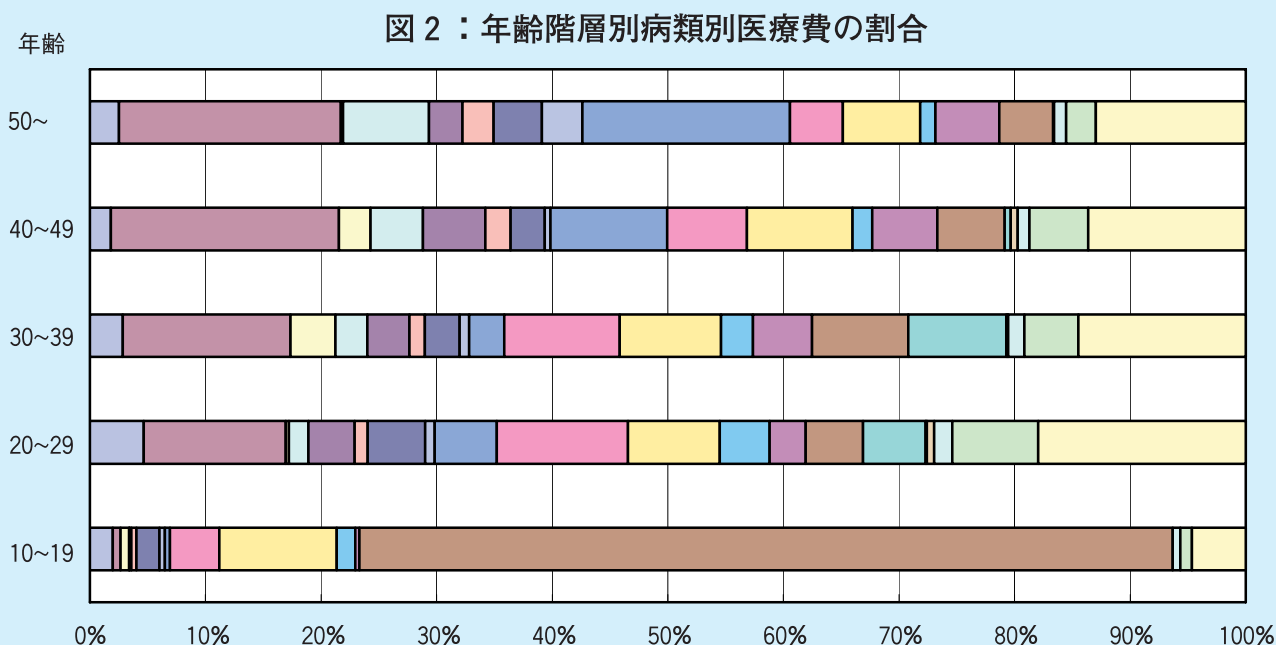


表1：年間平均人数

(単位:人)

| 年代    | 組合員    |       | 被扶養者  |        |
|-------|--------|-------|-------|--------|
|       | 男      | 女     | 男     | 女      |
| 0~9   | —      | —     | 2,961 | 2,880  |
| 10~19 | 48     | 16    | 2,801 | 2,677  |
| 20~29 | 1,180  | 778   | 1,002 | 1,031  |
| 30~39 | 3,318  | 1,790 | 42    | 1,699  |
| 40~49 | 2,997  | 1,443 | 11    | 1,581  |
| 50~59 | 3,305  | 1,389 | 54    | 1,640  |
| 60~   | 533    | 162   | 160   | 556    |
| 合計    | 11,381 | 5,578 | 7,031 | 12,064 |

※任意継続組合員を含む。





## 病類の項目／主な病名

- ・感染症及び寄生虫症  
腸管感染症（コレラ、赤痢など）、結核、ウイルス肝炎、水痘、はしか、水虫、いぼ
- ・新生物  
がん、悪性リンパ腫、白血病、その他悪性腫瘍
- ・血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害  
貧血、血友病、複合免疫不全
- ・内分泌、栄養及び代謝疾患  
甲状腺腫、糖尿病、高脂血症、栄養失調症、ビタミン欠乏症、低身長
- ・精神及び行動の障害  
認知症、アルコール依存症候群、統合失調症、躁うつ病、ノイローゼ、自閉症
- ・神経系の疾患  
パーキンソン病、アルツハイマー病、てんかん、脳性麻痺、自律神経失調症、片頭痛
- ・眼及び付属器の疾患  
結膜炎、白内障、遠視、近視、乱視、緑内障、ものもらい、網膜剥離
- ・耳及び乳様突起の疾患  
外耳炎、中耳炎、メニエール病、内耳炎、難聴
- ・循環器系の疾患  
高血圧、狭心症、不整脈、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、動脈硬化、痔核、低血圧
- ・呼吸器系の疾患  
かぜ、気管支炎、扁桃炎、肺炎、アレルギー性鼻炎、副鼻腔炎、喘息、インフルエンザ
- ・消化器系の疾患  
胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃炎、肝炎、胆石症、肝機能障害、膵炎、虫垂炎、便秘
- ・皮膚及び皮下組織の疾患  
湿疹、アトピー性皮膚炎、じんましん、円形脱毛症、にきび
- ・筋骨格系及び結合組織の疾患  
関節症、椎間板障害、腰痛、坐骨神経痛、五十肩、骨粗しょう症、慢性関節リウマチ
- ・泌尿器系の疾患  
腎不全、尿路結石症、膀胱炎、前立腺肥大、月経障害、更年期障害
- ・妊娠、分娩及び産じょく  
流産、早産、妊娠中毒症、つわり、多胎分娩
- ・周産期に発生した病態  
未熟児、胎児発育遅延、胎児栄養失調、核黄疸
- ・先天奇形、変形及び染色体異常  
心臓の先天奇形、水頭症、口蓋裂、ダウン症候群
- ・症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの  
頭痛、めまい、失神、発疹、動悸、呼吸困難、吐き気、腹痛、倦怠感
- ・損傷、中毒及びその他の外因の影響  
骨折、頭蓋内損傷、熱症、中毒、熱射病、日射病、しもやけ、捻挫、脱臼、脳震とう
- ・歯科  
むし歯、歯肉炎、歯周炎、顎関節障害

## 被扶養者

- 感染症及び寄生虫症
- 新生物
- 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害
- 内分泌、栄養及び代謝疾患
- 精神及び行動の障害
- 神経系の疾患
- 眼及び付属器の疾患
- 耳及び乳様突起の疾患
- 循環器系の疾患
- 呼吸器系の疾患
- 消化器系の疾患
- 皮膚及び皮下組織の疾患
- 筋骨格系及び結合組織の疾患
- 泌尿器系の疾患
- 妊娠、分娩及び産じょく
- 周産期に発生した病態
- 先天奇形、変形及び染色体異常
- 症状、徴候及び他に分類されないもの
- 損傷、中毒及びその他の外因の影響
- 歯科

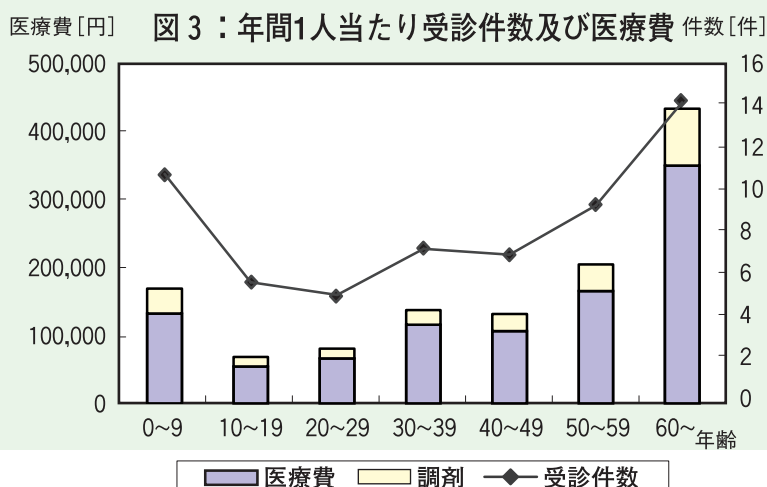
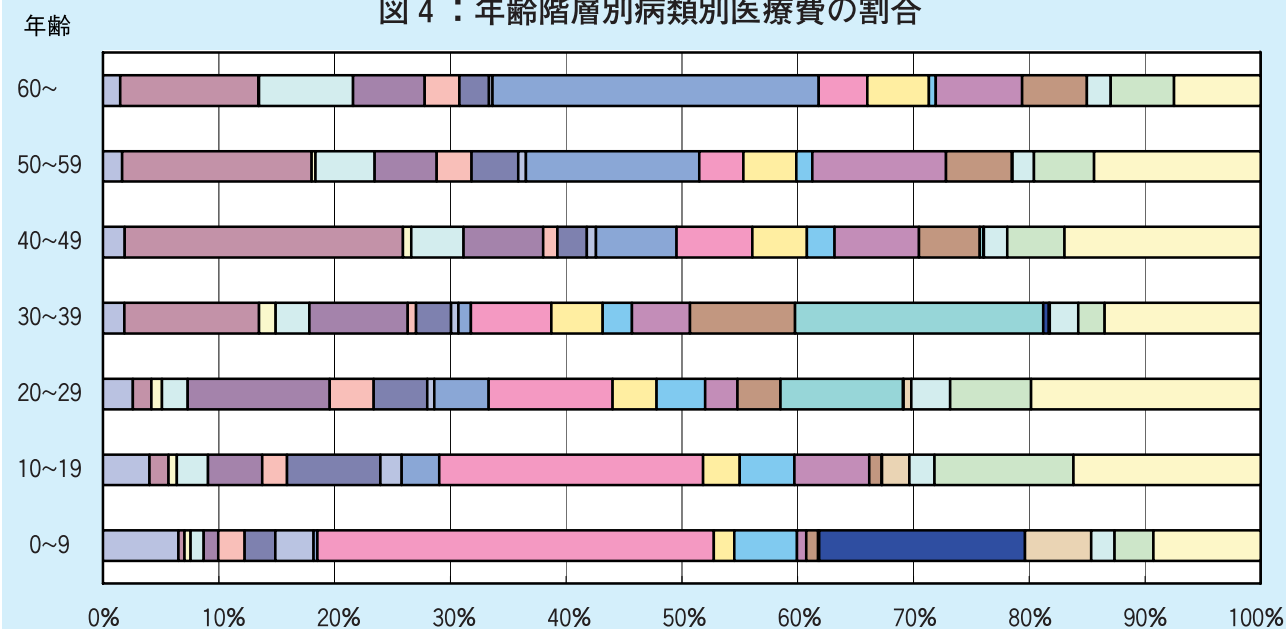


図4：年齢階層別病類別医療費の割合



40歳以上の組合員、被扶養者の方必見!!

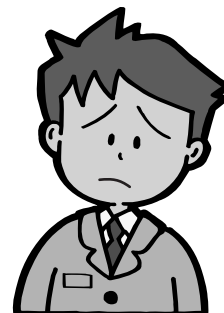
## 特定健診・特定保健指導受診状況のお知らせ

特定健診・特定保健指導について、平成22年度の実績をもとに今後の方針をお知らせします。

### ■特定健診について

#### 特定健診は被扶養者の受診率が低迷!!

40歳以上の組合員と被扶養者の方は、特定健診（職場の健康診断や人間ドック、医療機関で健診など）を受診し、その結果を共済組合へ提出していただいています。この特定健診の平成24年度受診率が国の定めた基準を超えない保険者（共済組合）には、平成25年度以降の後期高齢者支援金にペナルティが課せられ、その結果短期掛金率に影響する可能性があります。



#### 平成22年度実績

特定保健指導実施率 73.2%

平成24年度最終基準率80%に対し6.8%不足しています

受診者／特定健診受診対象者 10,259／14,013人<73.2%>

(内訳) 組合員 8,936／9,643人<92.6%>

被扶養者等 1,323／4,370人<30.2%>

※平成23年度も同程度の数値になる見通しです。

平成22年度の実績では、組合員の受診率は人間ドックや職場の健康診断により90%以上となっていますが、被扶養者等の受診率は30%程度となっています。

被扶養者の受診は、人間ドックを受けるか、共済組合から組合員あてに送付した特定健診受診券を医療機関に持って行き受診する、もしくはパート等の勤め先の健康診断の結果を共済組合へ提出することとしています。しかし、これらの周知が行き届いていないためか受診率が低迷しています。

来年度、組合員の皆さんのお手元に受診券が届きましたら、必ず該当被扶養者にお渡しいただき、医療機関で特定健診を受診していただきますようお願いください。

また、パート等でお勤めの方は、勤務先で受けられた健診の結果を共済組合へ提出していただきますようお願いいたします。

#### 特定健診のまとめ

被扶養者の受診率が低迷しているため、平成24年度は特に被扶養者の特定健診受診率アップに力を入れていきます。詳しくは、4月号に掲載しますのでご確認ください。

## ■特定保健指導について

### 特定保健指導、本格始動!!

特定健診の受診結果から、基準に基づき該当された方へ特定保健指導を実施しています。この特定保健指導も平成24年度実施率が国の定めた基準を超えなければ、特定健診と同様にペナルティが課せられる可能性があります。



平成22年度実績

特定保健指導実施率 6.6%

平成24年度最終基準率45%に対し38.4%不足しています。

特定保健指導対象者 2,144人(組合員2,045人、被扶養者等99人)

特定保健指導実施者 141人(組合員 137人、被扶養者等 4人)

特定保健指導については、平成22年度は大変低い実績値となっています。平成24年度は、下記実施方法により対象者に特定保健指導の案内をおこなっていきます。平成24年度の最終基準到達に向けて、対象となられた方は、より健康な体を目指し積極的に指導を受けてください。

### ●平成24年4月～人間ドック受診医療機関で当日に指導を実施

下記医療機関では、人間ドックを受けた当日に結果に基づいて指導を受けることができます。

【該当医療機関】光中央病院人間ドック・健診センターVIVO(事前希望者のみ)、日立病院、徳山中央病院、阿知須協立病院健診センター、宇部興産中央病院、山陽小野田市民病院、長門総合病院

### ●職場での特定保健指導の実施

職場または付近の会場で指導をおこないます。人間ドックや健診結果で対象となった方に案内をお送りしていますので、案内が届いた方は指導を受けてください。

### ●個別指導または利用券の配布

上記の方法で受診できない方、都合がつかない方などに、個別での指導や利用券の配布をします。個人で調整のうえ、指導を受けてください。

### 特定保健指導まとめ

平成24年度は、対象者全員に保健指導を受けていただけるようご案内します。

- ・人間ドック当日に受診医療機関で受ける
- ・職場または付近の会場で受ける
- ・個別に調整した日時で受ける

お問い合わせ先 保険課医療保健係 ☎083-925-6142



メタボリックシンドロームを撃退しよう!! 5

# 禁煙の実行で たばこにサヨナラを



たばこには、約200種類以上の有害物質が含まれ、そのうち約60種類は発がん物質といわれています。

喫煙はがんを始め、呼吸器疾患、循環器疾患などさまざまな病気を引き起こし、また、内臓脂肪の蓄積にも影響を与えます。たばこの害をしっかり理解し、禁煙にチャレンジしましょう。



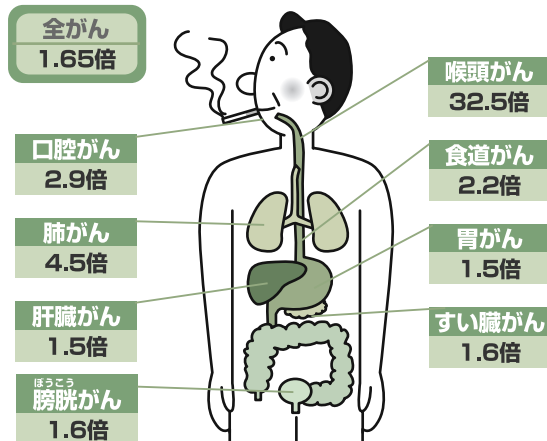
## たばこは百害あって一利なし！

たばこは、多くの生活習慣病に悪影響を与えています。現在、日本人の死因の第1位はがんですが、たばこは肺がんを始め、多くのがんの発症にかかわっています。最もリスクが高いのは喉頭がん、非喫煙者の32.5倍（男性）にもなっています。たばこに含まれる発がん物質は、のどから気管を通して肺で吸収され、血液に乗って全身に回るため、すべての臓器が影響を受けてしまうのです。

がんだけでなく、狭心症や心筋梗塞<sup>こうそく</sup>、脳卒中、歯周病、老化の促進、さらにはうまれてくる子どもへの悪影響なども挙げられます。

また、たばこを吸う人は、内臓脂肪がたまりやすいことがわかっています。たばこの成分が直接内臓脂肪を蓄積させるためだと考えられており、喫煙は、メタボリックシンドロームの引き金にもなりうるということです。

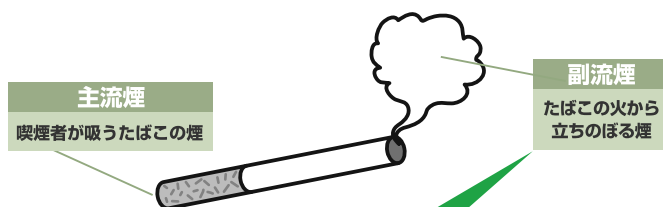
### 非喫煙者と比較した喫煙者（男性）のがんによる死亡の危険度（非喫煙者1.0として）



資料：平山 雄による計画調査（1966～82）

## 知っていますか？ 受動喫煙の害

たばこを吸わない人が、周囲で吸っている人のたばこの煙を吸わされていることを「受動喫煙」といいます。たばこの煙には有害な成分が多く含まれているため、たばこを吸わない人でも、空気中に漂っている煙を吸い込むと、健康を害してしまいます。



主流煙より副流煙に有害物質が多い！

副流煙は、フィルターを通過していないため、有害物質がそのまま漂うので、主流煙よりも2～4倍多く含まれています。

## 実践! 禁煙にチャレンジしよう

健康のためにはたばこを今すぐ、スパッとやめること。気持ちや環境を整え、段階を踏んで上手に禁煙しましょう。禁煙中に万が一吸ってしまっても、気らくに考え、何度でも禁煙にチャレンジし続けることが大切です。

### STEP 1 禁煙の準備をする

- 禁煙を開始する日を決める  
(休日など時間的にゆとりがある日がおすすめ)
- たばこ、ライター、灰皿を処分する  
(目につくところだけでなく、洋服のポケットなども確認)
- 家族や仕事仲間などまわりの人に禁煙宣言する



### STEP 2 禁煙を実行する

- 吸いたくなるような場所へは近づかない
- 食後は早めに食卓を離れる
- 吸ったつもりで禁煙貯金を始める



#### 吸いたくなったときはこうして乗り越えよう

- ゆっくりと深呼吸をする
- 冷たい水や熱いお茶を飲む
- 歯磨きをする
- シュガーレスガムをかむ
- 散歩や体操など軽い運動をする



### STEP 3 禁煙を継続する

- 禁煙をしてよかったことを考える
- 今日まで禁煙できたことに自信をもつ
- たばこの害を思い浮かべる
- 進んで禁煙席や禁煙車を選ぶ
- まわりの人にも禁煙をすすめる



#### 禁煙サイトを活用しよう!

インターネットや携帯電話のサイトを活用しての禁煙もおすすめです。禁煙のための情報や、プログラム(有料の場合あり)を提供しているサイトがあります。ぜひ活用してみましょう。

##### インターネット禁煙マラソン

▶ <http://kinen-marathon.jp/>

##### ニコレット禁煙支援サイト

▶ <http://www.nicorette-j.com/shientai/>

##### 禁煙・卒煙ネット

▶ <http://www.kinen-sotsuen.net/>

#### 禁煙外来でニコチン代替療法を

ニコチン依存の強い人は、ニコチン代替療法による禁煙が効果的です。禁煙補助剤(ニコチンパッチなど)を使う治療法で、ニコチンの禁断症状をあまり感じないため、比較的らくに禁煙できます。

ニコチンパッチを入手するには、医師の処方が必要です。一定の基準を満たせば医療保険が適用されるので、禁煙外来のある医療機関で相談してみましょう。



第4回目は、事業所得についてです。

事業所得については、年額で判断します。【年額基準】130万円

総収入額を基本としますが、扶養認定上【必要と認められる経費】<sup>※1</sup>を控除した額<sup>※2</sup>を、扶養認定上の収入金額とします(所得税法上の経費とは異なる。)

確定申告書(写)・収支内訳書(写)については、必ず保管しておいてください。特に、収支内訳書(写)により経費の詳細が確認できない場合は、経費を控除することができませんので注意してください。

なお、所得税の確定申告はしていないが、市(町村)・県民税の申告をしている場合も同様の取扱いとなります。

## 【必要と認められる経費】<sup>※1</sup>

売上原価、給料・賃金<sup>※3</sup>、地代家賃、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費

## 【農業所得として特に認められる経費】<sup>※1</sup>

小作料・賃借料、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農具費、農業衛生費、諸材料費、動力光熱費、作業用衣料費、土地改良費、ライスセンター使用料、水利費

※1 【必要と認められる経費】及び【農業所得として特に認められる経費】以外の経費は認められません。

※2 家内特例経費等については、実際にかかった経費ではありませんので、経費としては認められません。

※3 給料・賃金については、被扶養者として認定を受けようとする者が従業員を雇用し、その従業員の生計を成り立たせるだけの給料(1人につき年額130万円以上)を支払っている場合は、その者の所得が認定基準以内であっても、被扶養者として認定できません。また、同居の親族に対する給料・賃金は原則として必要経費として取り扱いません。

**Q** 今年は事業所得が年額基準未満になりそうです。いつから被扶養者として、認定が可能ですか？

**A** 確定申告後の収入が基準未満であれば、確定申告を行った日から可能です。

事業所得等は、確定申告後の収入で判断します。確定申告を行った日が、事実の発生日となり、認定・取消等の基準日となります。

**Q** 確定申告をしたら、差引所得金額が130万円未満でした。被扶養者として、引き続き認定が可能ですか？

**A** 取消になる場合もあります。収支内訳書で経費の確認が必要です。

扶養認定上認められる経費は、所得税法上の経費とは異なります。収入金額から【必要と認められる経費】の実額のみを控除した額が130万円未満であれば、引き続き認定が可能となります。なお、確認した経費を控除するとマイナスになるような場合の収入額は0円とします。

控除後の金額が基準以上になった場合には、確定申告を行った日が取消日となります。

**Q** 農業所得とパート収入があります。この場合の認定基準はどうなりますか？

**A** 年基準額を満たすと同時に、パート収入が月額基準以内であることが必要です。

年金+給与の場合と同様に、事業所得と年額基準との差額をもとに、月額基準額を決定します。事業所得がある場合、確定申告を行うことにより月額基準が決定するため、毎年、基準額が変更するので注意が必要です。



### Point

事業所得等については、確定申告を行った日が基準日です。  
扶養認定上認められる経費は、所得税法上の経費とは異なります。  
マイナスの場合は、事業所得は0円として計算します。





# 東京グリーンパレス

## に泊まる2日間

朝食付き!

全国市町村職員共済組合連合会運営

34,500円～43,500円

●宇部空港発、2日間1名1室、基本フライト利用、山口県宿泊施設利用助成券(2,000円)をご利用の場合  
宿泊施設利用助成券をお持ちでないお客様は、ホテルチェックイン時に2,000円をホテルにお支払いください。

※設定除外日:10/7-10/10、12/22-12/24、12/27-1/4、1/6-1/8出発は設定がございません。

ご出発の前日から  
起算して10日  
前までの受付

ココがポイント!!

ポイント

1

1名様よりご参加OK!!

ポイント

2

復路  
フライト

出発日より起算して最大  
14日まで延長可

ただし、次の期間は帰着便延長不可日となります。  
復路便延長不可日:10/8-10/10、12/23-12/25、  
12/28-1/5、1/7-1/9

ポイント

3

事前座席指定OK!!

ご出発前、窓側、通路側などのご希望を承ります。事前に  
「座席指定」をお済ませいただくと、「スキップサービス」がご利  
用可能となります。

\*ご利用日の2カ月前から承ります。  
\*ご希望の席がお取りできない場合がございます。  
\*機材変更などにより、予告なしに座席が変更する場合があります。

ポイント

4

飛び泊もOK!!

ポイント

5

延泊もOK(追加代金)

シングル 7,500円(お一人様1泊、朝食付)  
ツイン 5,200円(お一人様1泊、朝食付)

■山口宇部発2日間コース(1泊) お一人様基本代金(単位:円) 商品コード:U5008E  
【Aフライト追加代金発生する場合には、下記表の基本代金に2,000円を加算した金額が旅行代金となります。】

| 出発日    | 10/1-10/6、10/11-12/21<br>12/25-12/26、1/5-1/5<br>1/9-3/14 |        | 3/15-3/31 |        |
|--------|----------------------------------------------------------|--------|-----------|--------|
|        | 日・月                                                      | 火～土    | 日・月       | 火～土    |
| 1室利用人数 |                                                          |        |           |        |
| 2名1室   | 32,500                                                   | 33,000 | 40,500    | 41,000 |
| 1名1室   | 34,500                                                   | 35,500 | 42,500    | 43,500 |

■広島発2日間コース(1泊) お一人様基本代金(単位:円) 商品コード:U5008C  
【Aフライト追加代金発生する場合には、下記表の基本代金に1,000円を加算した金額が旅行代金となります。】

| 出発日    | 10/1-10/6、10/11-12/21<br>12/25-12/26、1/5-1/5<br>1/9-3/14 |        | 3/15-3/31 |        |
|--------|----------------------------------------------------------|--------|-----------|--------|
|        | 日・月                                                      | 火～土    | 日・月       | 火～土    |
| 1室利用人数 |                                                          |        |           |        |
| 2名1室   | 29,500                                                   | 30,000 | 34,500    | 35,000 |
| 1名1室   | 31,500                                                   | 32,500 | 37,000    | 38,000 |

■萩・石見発2日間コース(1泊) お一人様基本代金(単位:円) 商品コード:U5008D

| 出発日    | 10/1-10/6、10/11-12/21<br>12/25-12/26、1/5-1/5<br>1/9-3/14 |        | 3/15-3/31 |        |
|--------|----------------------------------------------------------|--------|-----------|--------|
|        | 日・月                                                      | 火～土    | 日・月       | 火～土    |
| 1室利用人数 |                                                          |        |           |        |
| 2名1室   | 34,500                                                   | 35,000 | 41,500    | 42,000 |
| 1名1室   | 37,000                                                   | 38,000 | 44,000    | 45,000 |

\*宿泊施設利用助成券をお持ちでないお客様は、ホテルチェックイン時に、2,000円をホテルにお支払いください。

■Aフライト追加代金(山口宇部発)

| 復路搭乗日            | 月～木・土  | 金曜日・日曜日 |
|------------------|--------|---------|
| Aフライト(697便、699便) | 追加代金なし | 2,000円  |

■Aフライト追加代金(広島発)

| 復路搭乗日            | 月～木・土  | 金曜日・日曜日 |
|------------------|--------|---------|
| Aフライト(685便、687便) | 追加代金なし | 1,000円  |

基本代金に  
含まれるもの

1. 個人包括旅行割引運賃適用の航空運賃
2. 規定の宿泊費・食事代
3. 空港施設使用料

お客様へのご案内(必ずお読みください)

## ①お申し込み

ご出発の前日から起算して10日前までの受付となります。ただし、満席等の理由により  
受付ができない場合があります。お申し込み時に、助成券発行県名、ご利用空港、裏面  
記載の基本代金表近くにある商品コードをお申し出頂くとスムーズに予約が完了しま  
す。設定除外日、復路延長不可日にご注意ください。

## ②宿泊施設

上記の客室写真は一例となり、実際と異なる場合がございます。相部屋の設定はござい  
ません。ご旅行期間中、同一ルームタイプでご予約ください。

## ③添乗員

添乗員は同行しません。ご旅行中の諸手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

## ④旅行代金

旅行代金とは「旅行代金または基本代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」  
の合計をいいます。出発日・利用人数・日程により旅行代金が変わります

子供代金の設定はございません。3才以上のお子様は大人と同額になります。また、各コース旅  
行代金に含まれるものは、利用の有無にかかわらず、特に表記のない限りご返金できません。

## ⑤宿泊施設利用助成券

共済組合が発行する宿泊利用助成券につきましては、発行元の共済組合により利用枚数や利  
用金額等の利用方法が定められています。あらかじめ共済組合の規定をご確認のうえお申し込  
みください。

●詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認のうえお申込みください。 ●スケジュールは航空機・バス等交通機関の場合、天候等により行程・見学箇所・  
訪問順序等が変更になる場合があります。 ●個人情報の取扱について:当社は、旅行申込の際にお申込書にご記入いただいたお客様の個人情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス  
など)について、お客様との連絡、お申込みいただいたご旅行における運送・宿泊機関等の提供するサービス手配のための手続きに必要な範囲内でご利用させていただきます。

旅行企画・実施

広島地区総代理店

中国ターミナルサービス株式会社

ANA・CTS トラベルセンター

〒730-0021 広島市中区胡町 4-21 朝日生命胡町ビル 1F

TEL

(082) 544-2688

FAX

(082) 245-6510

広島県知事登録旅行業第2-93号 社団法人全国旅行業協会会員

http://www.cts-k.co.jp

総合旅行業務取扱管理者: 近藤伸治・木村裕史

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での  
取引に関する責任者です。この旅行契約に関しご不明な点があれば、  
ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

営業時間:平日9:30～18:00 土9:30～13:30 (日・祝 休業日)

# ライフ山口だより

問い合わせ先

有限会社 ライフ山口

〒753-0072  
山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階  
TEL:083-925-2128  
FAX:083-925-2161  
メールアドレス:ym212@time.ocn.ne.jp

## 年間スケジュール

|       |                                                            |
|-------|------------------------------------------------------------|
| 3月1日  | 遺族サポートプラン・団体傷害保険の保険期間開始                                    |
| 末頃    | 遺族サポートプラン・ロング・医療保障保険の配当金を送金(各個人口座)                         |
| 4月中旬  | 遺族サポートロング等の退職後継続者の保険料払込み(口座振替)                             |
| 5月1日  | 遺族サポートロング等の退職後継続スタート<br>夏の親睦旅行参加者募集(共済だより5・6月号掲載)          |
| 6月初旬  | 団体ゴルファー保険の新規加入・継続募集のご案内(当社から所属所へ送付)<br>*退職後継続や中途加入もできます。   |
| 下旬    | 団体ゴルファー保険の加入申込書締切および保険料払込み<br>(共済担当者へ提出、保険料は振込依頼書で納入)      |
| 7月1日  | 団体ゴルファー保険の保険期間開始<br>秋の親睦旅行参加者募集(共済だより7・8月号掲載)              |
| 8月上旬  | 夏の親睦旅行 (有)ライフ山口主催のゴルフ大会                                    |
| 下旬    | 遺族サポートプラン・団体傷害保険の新規加入・継続募集のご案内<br>(当社から所属所へ送付)             |
| 9月    | 所属所訪問(引受保険会社により保険内容等を説明)                                   |
| 10月上旬 | 遺族サポートプラン・団体傷害保険の申込書締切(共済担当者へ提出)                           |
| 下旬    | 秋の親睦旅行                                                     |
| 11月   | 冬の親睦旅行参加者募集(共済だより11・12月号掲載)                                |
| 1月下旬  | 年度末退職予定者へ遺族サポートロング等の退職後継続のご案内<br>(明治安田生命より該当者へ送付)          |
| 2月上旬  | 冬の親睦旅行                                                     |
| 中旬    | 遺族サポートプラン・団体傷害保険の月額保険料(第1回3月分)の給与控除開始                      |
| 末日    | 遺族サポートロング等の退職後継続申込書締切(共済担当者へ提出)<br>遺族サポートプラン・団体傷害保険の保険期間終了 |

※遺族サポートプランは、遺族サポートロング・医療保障保険等を含みます。

## 被扶養者の資格調査を行います

被扶養者に認定されている方のうち、今春学校等を卒業する見込みで、平成24年4月1日現在において満18歳以上である方について、資格調査を実施します。ただし、以前に提出した『在学証明書』で現在も修学中と確認できる方は除外します。

詳細につきましては、後日所属所の共済事務担当課を経由してお知らせします。

| 提出書類<br>該当者             | 在学証明書<br>【原本】 | 扶養控除証明書<br>(様式第2号) | 扶養事実及び<br>扶養事情理由書<br>(様式第3号) | 所得証明書 |
|-------------------------|---------------|--------------------|------------------------------|-------|
| 大学・専修学校・各種<br>学校へ進学     | ○             |                    |                              | ○     |
| 上記のうち定時制・通信<br>制教育課程へ進学 | ○             |                    | ○                            | ○     |
| 修学以外の理由で認定<br>更新が必要     |               | ○                  | ○                            | ○     |

### 【注意事項】

- ◎在学証明書には、必ず修学年数及び現在の学年を記入してください。記入もれの場合は、毎年調査の対象となりますのでご注意ください。  
なお、在学証明書は、証明日が平成24年4月1日以降のものを提出してください。
- ◎所得証明書については、所得がある場合に提出が必要です。なお、パート・アルバイト等の給与収入がある場合は『給与支払証明書』を、事業所得等がある場合は『確定申告書(控)』の写し及び『収支内訳書』等の諸経費を確認できる書類の写しを、併せて提出してください。
- ◎甥姪・兄弟等の同居が扶養認定の要件になっている方については、組合員及び該当者の住民票を提出してください。
- ◎障害年金を受給している方は、最新の額が確認できる書類(年金支払通知書等)の写しを提出してください。
- ◎資格を確認するうえで共済組合が必要と判断した場合は、別に書類を求めることがあります。

## 利用助成契約施設変更のお知らせ

※ご利用の際は、ご注意ください。

### 【指定解除施設・委託機関】

平成24年4月1日以降は利用助成券が使用できなくなります。

| 区 分           | 施 設 名           | 施設所在地 |
|---------------|-----------------|-------|
| 契約保養所         | 湖泉荘             | 長野県   |
| 保健・文化施設       | 土井ヶ浜遺跡人類学ミュージアム | 下関市   |
| メンタルヘルス相談委託機関 | 唐戸メンタルクリニック     | 下関市   |

病気の悩み、育児や介護の不安、薬の疑問、医療・福祉機関の情報など…  
健康について、困ったとき、知りたいときは、まず電話をしてください。

プライバシー厳守！  
携帯電話からも  
OK！

## 電話健康相談

# 0120-876-898

年中無休・24時間いつでも相談できます。相談料・通話料はかかりません。

### Eメールでの相談もできます。

山口県市町村職員共済組合のホームページの『共済健康相談室』のバナーをクリックして、  
ログインID 876898 と入力してからご利用ください。

### 共済貯金送金スケジュール

|     | 共済組合締切日(必着) | 送金日      |
|-----|-------------|----------|
| 払戻し | 3月9日(金)     | 3月30日(金) |
|     | 3月23日(金)    | 4月13日(金) |
|     | 4月10日(火)    | 4月27日(金) |
|     | 4月25日(水)    | 5月15日(火) |
| 解 約 | 3月9日(金)     | 3月30日(金) |
|     | 4月10日(火)    | 4月27日(金) |

### 共済組合の行事(3月)

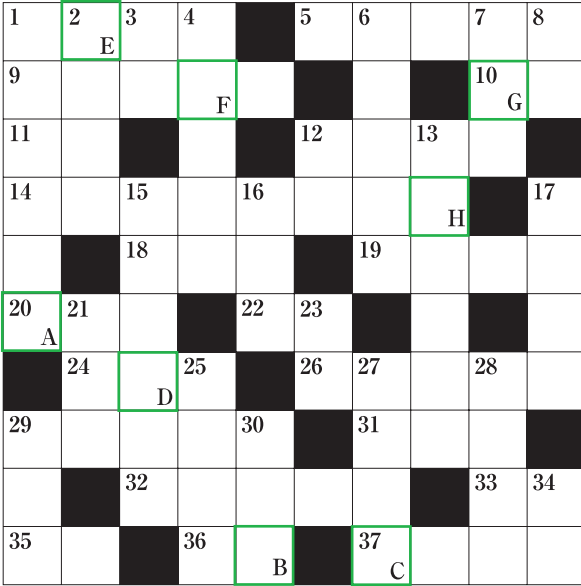
- 理事協議会・組合会  
3月2日(金) 防長苑

### 防長苑のイベント(3月)

- フランス料理の夕べ  
3月2日(金)・3日(土)



正解者の中から抽選で  
**10名様に**  
図書カード1,000円分を  
差し上げます。



## 頭の体操!!

# クロスワードパズル

クロスが解けたらA~Hを順に並べてください

### ● 応募方法 ●

ハガキ又はFAXに右記のとおりご記入の上、ご応募ください。(1人1通まで)

### ● 応募先 ●

〒753-8529  
山口県山口市大手町9-11  
山口県市町村職員共済組合  
総務課 企画係  
**FAX 083-921-1228**

### ● 締め切り ●

**4/6 (金) 必着**

※お寄せいただいたご意見等については今後の共済事業運営の参考とさせていただきます。

### ● 答え ●

○○○○○○○○○

### ● 住所 ●

### ● 電話番号 ●

### ● 組合員名 ●

### ● 応募者名 (続柄) ●

### ● 所属所名 ●

### ● 組合員証記号番号 ●

### ● 共済事業に対する ご意見・ご感想 ●

## 「クロスワードパズル」 プレゼント当選者発表

応募総数 109通

正 解 106通

抽選により当選者を決定しました。

当選者には3月中旬までに賞品をお送りします。お楽しみに!

### 〈前回の答え〉 ポチブクロ

|   |    |   |   |   |   |   |   |   |
|---|----|---|---|---|---|---|---|---|
| マ | ツ  | ノ | ウ | チ | シ | モ | ヤ | ケ |
| ド | シ  | チ | リ | ア | ウ | イ |   |   |
| ラ | フ  | ヨ | ナ | マ | チ | ヨ | コ |   |
| ス | イ  | ト | ウ | ボ | チ | ウ | カ | イ |
| ラ | テ  | シ | オ | ウ | カ | イ |   |   |
| サ | ン  | バ | ン | テ | カ | イ | シ |   |
| ソ | ン  | チ | ク | ゼ | ン | ガ |   |   |
| ウ | ロ  | ヒ | ヨ | ウ | グ | ブ | キ |   |
| シ | ビ  | ザ | ウ | ス | ボ | ン | ジ |   |
| シ | ール | ド | ス | リ | ー | マ |   |   |

- クロスワードパズル当選者**
- 組 長崎 太 (柳井市)
  - 組 下岡多喜男 (下関市)
  - 組 山田 友美 (柳井地域広域水道企業団)
  - 組 大木 敦子 (周南市)
  - 組 岡野絵理子 (長門市)
  - 組 河合 剛司 (田布施町)
  - 組 長広富士恵 (山口市)
  - 組 中野千枝美 (下関市)
  - 組 佐藤 明男 (岩国市水道局)
  - 組 米崎 美帆 (下関市)

(順不同・敬称略)

### ヨキーワード

- 1 天気の良い日などにみられる現象です。
- 5 気分が○○○○が激しい。
- 9 雪舟の○○○○を鑑賞しました。
- 10 世を忍ぶ○○の姿。
- 11 ○○諸法度は江戸時代の法令。
- 12 瞳孔の大きさによって光の量を調節します。
- 14 動力飛行はじめて成功しました。
- 18 シャワーやガスコンロなどで使います。
- 19 関東の県?大阪の市?
- 20 一楽二萩三○○。
- 22 花の最も外側の器官。
- 24 ○○○に強い経営者。
- 26 気になるお腹まわりの○○○○。
- 29 秋の美しい海岸。
- 31 ○○○折衷。
- 32 傷は男の○○○○?
- 33 もらった○○を開きました。
- 35 雅びな文化をたしなみました。
- 36 カビやキノコ。
- 37 帰れ○○○○へ。

### タキーワード

- 1 モロッコ最大の都市で、映画にもなりました。
- 2 ○○○をどめないほど手を加えました。
- 3 時間の○○。
- 4 ハイボールとしても楽しめます。
- 6 閑話○○○○。
- 7 複雑な説明も○○があればわかりやすい。
- 8 1000分の1。
- 12 直前の頑張りが○○を奏しました。
- 13 ○○○○○で傍聴しました。
- 15 学校に近いので○○○○です。
- 16 昔を知る○○○○もない。
- 17 第二次長州征伐は○○○○戦争とも呼ばれます。
- 21 バンを使った焼き菓子。
- 23 山頭火の○○が建ちました。
- 25 ○○○○○でジュースを買いました。
- 27 つかまえた魚を岸に並べる習性があるといわれます。
- 28 ○○○○○のためセンサーをつけました。
- 29 「スベル」は○○○○です。
- 30 スリル満点の絶叫○○○。
- 34 日本の弦楽器。

## 編集後記

新年の誓いからはや3か月...

早いもので1年の4分の1が過ぎていこうとしています。

笑って免疫力アップのお蔭かな?

風邪もひかず体調よく元気に過ごせております(\*^\_^\*)

感謝感謝です。

(S・Y)

昨年の共済日より3月号で歯の健康診断を受けるぞ!と宣言して、さて、その結果は...はい、まだ受けていません。今月こそ、いや、来月こそは...まるで自分の今までの人生のごとく次々と先送りにして、今年度も残すところあと1か月となりました。

将来おいしくご飯を食べるために、今月中に必ず歯の健康診断を受けに行きたいと思います。

(M・H)

## 組合の現況

平成24年2月15日 現在



任意継続組合員

410人



被扶養者/男

7,000人



被扶養者/女

11,737人



被扶養者/合計

18,737人



組合員/男

10,941人



組合員/女

5,362人



組合員/合計

16,303人





和食料理長  
樋口 稔

## 会席料理

思い出 5,000円

結び 6,000円

感謝 7,000円

心を込めたおもてなしとお料理で  
新たな門出を彩ります

防長苑  
TEL:083-922-3555

※写真はイメージです。

## 特典

### ① 飲み放題

日～木曜日 1,500円

ビール、日本酒、焼酎、ウイスキー、ワイン、梅酒、ノンアルコールビール、ソフトドリンク各種  
※プラス200円で冷酒を追加

金・土曜日祝前日 2,000円

ビール、日本酒、焼酎、ウイスキー、ワイン、梅酒、ノンアルコールビール、ソフトドリンク各種  
※プラス200円で冷酒を追加

### ② 当日の入浴無料

その他、ご予算に応じます。  
お気軽にお問い合わせ下さい。

## パーティー料理

サンクス 4,000円

メモリー 5,000円

プレシャス 6,000円



洋食料理長  
田中 利明

## 選べる特典

10名様以上の場合 A から1点、30名様以上の場合 B から1点、  
50名様以上の場合 B から2点お選びいただけます。

- A**
- ① プロジェクター&スクリーン 無料貸出 (先着2組様)
  - ② 寄せ書きセット プレゼント
  - ③ 無料入浴券 5枚進呈

- B**
- ① オリジナル横断幕の作成
  - ② プロジェクター&スクリーン無料貸出 (先着2組様)
  - ③ 贈呈用花束1つプレゼント
  - ④ 1名様分の料理を無料サービス
  - ⑤ 寄せ書き用ボトルワインプレゼント
  - ⑥ 無料入浴券10枚進呈

## 期間

3月1日(木)  
～4月26日(木)

ご予約・お問い合わせ

**防長苑**

〒753-0077 山口県山口市熊野町4-29

TEL 083-922-3555

<http://www.bochoen.jp/>

ご宿泊パック  
(1泊朝食付き)

日～木曜日ご利用で

500円

金・土曜日・祝前日  
ご利用で

2,000円

上記の金額は、宿泊利用助成券使用後の金額です。

防長苑

検索